



監査告示第 11 号

令和 2 年 7 月 29 日付け監査第 0729001 号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第 199 条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 25 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明



上下水第 0807002 号
令和 2 年 8 月 7 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市水道事業
宇佐市長 是永 修治
(上下水道課)



令和 2 年度第 2 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況 について（報告）

令和 2 年 7 月 29 日付監査第 0729001 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

契約事務において、基本的な事務処理に適性を欠くものが以下のとおり散見されました。契約に関する法令、例規、府内マニュアル等を遵守し適正な契約事務を執行してください。

- ① 契約関係書類について、決裁日、施行日等が未記入のもの
- ② 設計金額の算定において、相手先の利益分を控除するといった見直しが必要なもの
- ③ 契約保証金の免除の手続きに不備があるもの
- ④ 配水小管新設工事における業者選定について、改善が必要と思われる。

措置状況

契約事務における指摘事項については課内で速やかに周知しました。今後は例規、府内マニュアル等に変更があった場合の情報の共有や審査や決裁でのチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めます。①～④については以下のとおり是正しました。

- ① 契約関係書類については決裁日、施行日のほか契約に関する添付書類についても記載もれのないよう審査及び決裁でのチェック体制の強化を徹底します。



② 汚泥処分業務委託は、受入側事業者における再生利用後に客観的に有償却できる性状となった時点ではじめて廃棄物ではなくなるため、それまでは再生利用施設における保管や処理を含めて廃棄物として規制を受けます。該当の業務委託では有償却できる性状以前は廃棄物処理法の規定により市が責任を負うものと考えています。今後も設計金額の算定においては汚泥の運搬費、処理費等の適正な価格の設定に努めます。

③ 今後は契約締結書類の確認をさらに慎重に行い。適正な書類の整備に努めます。

④ 配水小管新設工事は、水道契約者が依頼した業者が住宅等から配水管までの未整備区間にについて配水小管新設工事をしますが、「給水申請に係る配水管布設内規」に基づき住宅等から配水管までの未整備区間が1件につき50mまでの工事については水道事業が負担することになります。

水道事業負担分の工事がある場合には競争見積等を実施し施工業者を決定しています。見積参加者の選定については、指名回数等を考慮して建設水道部内の小委員会で決定しておりますが、水道契約者が依頼した業者が宇佐市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていれば見積参加者に含めています。給水工事の延長であるため水道契約者が依頼した業者が諸経費的に優位な場合が多く、概ね契約の相手方になります。

今後も公平性、透明性の確保をし、契約金額についても高止まりにならないよう競争見積等で業者の決定を行い適正な契約事務に努めます。

2. 注意事項

- ・該当無し

3. 要望事項

・水道の開始にあたって、開栓届をせずに無断使用したケースが見受けられましたが、開栓届をしないで水道をしようできることが不自然であり、何ら対処し無断使用をなくすよう努めてください。また、特に水道メーターの改造等で不正行為をした者に対しては、宇佐市水道事業給水条例第41条及び第42条の過料を徴収するなど厳正に対処する必要があると思われます。

措置状況

・開栓するためには特殊な器具が必要なため、一般の人では開栓できないようになっていますが、一部の業者がメンテナンス作業等のため無断開栓し、作業終了後も開栓状態のままにしていたため、新規入居者は悪意がないまま使用していた事例があります。このような無断使用を防ぐため業者に対して指導するとともに、開閉栓に特殊なキャップを取り付け業者でも開栓できないよう対応してまいります。また、悪質な無断使用者等につきましては過料を厳正に徴収してまいります。